

PDF版につきましては、このコーナーは掲載いたしません。ご了承ください。

めざせ! かしこい消費者

S F商法で
高額な医療用具を買ったが・・・
相談は 山口県消費生活センター

☎ 083 (924) 0999

【相談】

80歳代の母は、近所の施設で日用品が無料でもらえるといって会場に出かけ、高額な医療用具を契約していた。必要とも思えないのに解約したい。

【ワンポイント講座】

安売りや講習会を名目に人を集め、日用品や食料品等を無料か無料同然で配るなどして、会場の雰囲気を盛り上げ、消費者の間に「もらわねば損、買わねば損」というような一種の催眠状態をつくりだして、最終的には高額な商品を買わせることをS F商法とも言います。

商品の販売目的を告げられずに、無料配布や安売りをうたつたビラやチラシ、拡声器などで店舗ではない会場へ集められ、商品の購入契約をした場合には、クーリング・オフ制度が適用されます。事業者は法律で定められた事項を記載した書面を消費者に渡さなければなりません。消費者は書面を受け取った日から8日以内なら、クーリング・オフ通知を業者へ送付することで解約することができます。解約理由を説明する必要はなく、受け取っている商品は事業者の負担で返品することができ、代金を支払っていても全額返金を請求できます。必ずはがき等の書面で行いコピーをとつて保管し、「簡易書留」か「配達記録」の方法で送付します。契約書面を受け取った日から8日以内の消印で通知書を発信すれば有効です。支払方法がクレジットの場合はクレジット会社にも送付してください。